

高知県内の ノロウイルス食中毒について

H31年1月から4月にかけて、高知県内ではノロウイルスによる食中毒が計8件ありました。
本日は事例から得られた留意点をお伝えします。



令和元年11月29日(金)
高知県健康政策部食品・衛生課

配達弁当による食中毒事例

- H31.4.22(月)「複数の職員が嘔吐、下痢、発熱」と勤務先から福祉保健所に一報
- 有症者の共通喫食は昼食(配達弁当)
- 喫食者8グループ61名中、6グループ24名発症
- 4.23(火) 検便からノロウイルスGⅡ検出
(有症者10名、無症者1名、調理従事者2名)
- 調理従事者2名は無症
- 4.24(水) 当該施設で調理・提供された弁当が食中毒の原因と断定、3日間の営業停止処分

調理、食事提供における留意点

症状がなくても、

「自分は感染しているかもしれない」

という意識を常に持つことが大切です。

- 事件がきっかけで、ノロウイルス陽性であることがわかる事件が多く発生しています。



従事者等の衛生管理点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

氏名	下痢	嘔吐	発熱等	化膿創	服装	帽子	毛髪	履物	爪	指輪等	手洗い

	点検項目	点検結果
1	健康診断、検便検査の結果に異常はありませんか。	
2	下痢、嘔吐、発熱などの症状はありませんか。	
3	手指や顔面に化膿創がありませんか。	
4	着用する外衣、帽子は毎日専用で清潔のものに交換されていますか。	
5	毛髪が帽子から出ていませんか。	
6	作業場専用の履物を使っていますか。	
7	爪は短く切っていますか。	
8	指輪やマニキュアをしていませんか。	
9	手洗いを適切な時期に適切な方法で行っていますか。	
10	下処理から調理場への移動の際には外衣、履き物の交換(履き物の交換が困難な場合には、履物の消毒)が行われていますか。	
11	便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないようにしていますか。	
12	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせましたか。	立ち入った者 点検結果

〈改善を行った点〉
〈計画的に改善すべき点〉

「症状なし」であっても過信せず、「…かもしれない」の気持ちで調理、製造、盛付、配膳などにあたってください。

事前にいただいた質問

Q: 対応マニュアルやフローチャート等、現場ですぐ応用できる参考資料があればうれしい。

A: 「高知県ノロウイルス対策マニュアル」を参考にされてはいかがでしょうか。



高知県ノロウイルス対策マニュアル (概要)

平成19年8月作成
総77ページ

- 施設内の体制づくり
 - 連絡体制フロー、チェックシート
 - 職員の健康管理
- 手洗いのマニュアル類
- おう吐物の対応
 - 準備物、処理方法、消毒薬の作り方
- 調理従事者
 - 二次汚染防止、十分な加熱

1-3 連絡体制



1 職員の情報連絡網

- ・勤務時間内
- ・勤務時間外



2 施設管理医(協力医)の連絡先

3 市町村等の社会福祉施設主管課

4 保健所

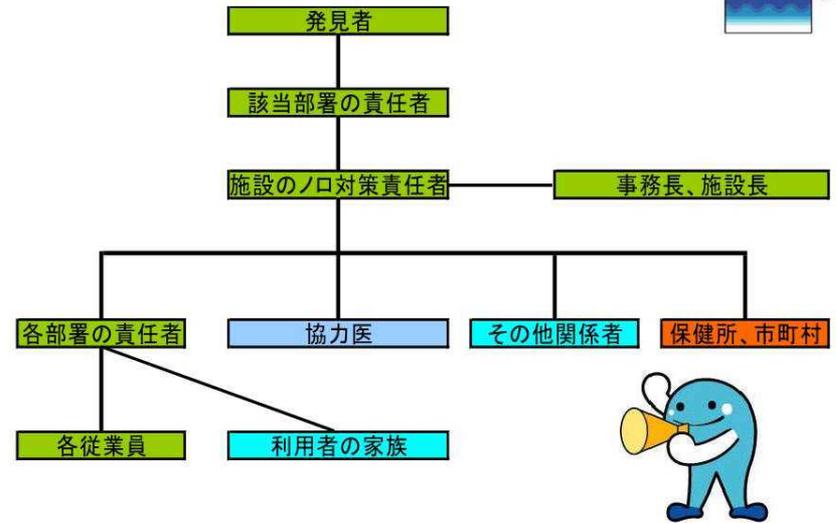
5 利用者家族への情報伝達方法

(電話、FAX、携帯メールなど)

6 その他関係者の連絡先

各関係者へ

1-4 連絡体制フローの例



1-5 対策チェックシートの目的

平常時・発生時、
新たに必要となる
対策の確認

いつ、誰がみても
分かるチェック
シートの作成

即対応が可能に



1-6 チェックシート

《平常時》

①健康調査の日報

利用者・職員用(調理従事者含む)の健康管理

《事件発生時》

①経過の記録

いつ、どこで、だれが、どのくらいの人数で
(家族も調査対象に)

②発症状況等調査票(積極的疫学調査票)

1週間前までさかのぼって

③施設見取り図

発生場所を分かりやすく

1-7 保健所等への報告基準

厚生労働省通知(H17.2.22付)「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」より

以下のいずれかに当てはまる場合は、速やかに保健所及び市町村主管課に報告してください。

(同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われるものについて)

- ア 死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めたとき。

注:これらに該当しない場合でも、なるべく早く、保健所に相談してください。

必要な部分について
ご活用ください。

4-2 調理職員の健康管理



調理職員	朝礼時などに 毎日確認・記録 する
	健康状態の確認 体調不良で休んだ場合 、発症時期とその症状、現在の症状 (家族が発症時 も申し送りすること)
責任者に情報集約！！	
有症者には、調理や盛り付けなど、直接食品に触れる作業には従事させないでください。	